

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年 9 月26日
【会社名】	株式会社三ツ知
【英訳名】	Mitsuchi Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 下 元 守
【本店の所在の場所】	愛知県春日井市牛山町1203番地
【電話番号】	0568-35-6350（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 村 越 康 幸
【最寄りの連絡場所】	愛知県春日井市牛山町1203番地
【電話番号】	0568-35-6350（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 村 越 康 幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目 8 番20号）

1【提出理由】

当社は、2025年9月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年9月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 10.0円 総額 46,622,920円

ロ 効力発生日

2025年9月26日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、下元守、村越康幸、遠藤信幸、國田真吾、澤田由香の各氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、石黒勝、東野繁幸、小川洋子の各氏を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することとした。

第5号議案 監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

監査等委員である取締役に求められる役割及び責務の拡大を踏まえ、独立性を損なうことなく、企業価値の持続的な維持・向上をに資する監査体制を一層強化するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象となる監査等委員である取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することとした。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

退任取締役（監査等委員であるものを除く。）の中村和志氏に対し、当社所定の基準に従い退職慰労金を贈呈する。

また、「譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」が承認可決されたことにより、取締役に對する退職慰労金制度を廃止することとした。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	37,490	169		(注) 1	可決 99.55
第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)5名選任の件				(注) 2	可決
下 元 守	37,478	181			可決 99.51
村 越 康 幸	37,276	383			可決 98.98
遠 藤 信 幸	37,276	383			可決 98.98
國 田 真 吾	37,279	380			可決 98.99
澤 田 由 香	37,274	385			可決 98.97
第3号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件				(注) 2	可決
石 黒 勝	37,477	182			可決 99.51
東 野 繁 幸	37,469	190			可決 99.49
小 川 洋 子	37,475	184			可決 99.51
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件	37,423	236		(注) 1	可決 99.37
第5号議案 監査等委員である取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件	37,223	436		(注) 1	可決 98.84
第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	37,256	403		(注) 1	可決 98.92

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。